

吹き付けアスベスト等の対応方針

平成17年9月21日

総務部

1. 調査方法

- (1) 設計図書等に基づき、「吹き付けアスベスト、吹き付けロックウール等」(以下「吹き付け材」という)の使用部位の特定
- (2) 目視により、アスベスト含有が疑われる吹き付け材の使用状況把握
- (3) 損傷・劣化による飛散の可能性を目視等により調査
- (4) 調査対象は、平成8年度までの間に建設された県有建物
〔調査対象施設数：知事部局355施設、教育委員会67施設、
企業局20施設、警察本部283施設〕

2. 集計方法

- (1) アスベスト含有が疑われる吹き付け材の使用施設数を公表(参考として箇所数の把握)
- (2) アスベスト含有分析検査が終了した施設について、アスベストを含有しているとの判定結果の場合は、随時公表する。

3. 対応策

- (1) アスベストを含有している吹き付け材の使用が疑われる箇所が存在した場合
 - ア. 使用吹き付け材における、アスベスト含有分析検査をすみやかに実施する。
 - イ. 必要に応じてアスベスト濃度測定を平行して実施する。
(大気汚染防止法による敷地境界基準を準用)
 - ウ. 吹き付け材が損傷、劣化等によりその粉じんの発散(飛散)が懸念される場合、安全性確保の観点から、必要に応じて当該室等の使用制限等(使用禁止、立入禁止等、入室の際には防塵マスク・手袋等の装着)を行う。
- (2) 分析結果において、アスベストを含有していると判定された場合
 - ア. 損傷、劣化の状況、使用形態等から判断し計画的に除去等の処理を実施する。
 - イ. 必要に応じてアスベスト濃度測定を平行して実施する。
(大気汚染防止法による敷地境界基準を準用)
 - ウ. 除去等の処理が終了するまでは、必要に応じて当該室等の使用制限(使用禁止、立入禁止等)を行う。
 - エ. 当該室等への進入が必要な場合は、防塵マスク・手袋等の装着により安全性を確保する。